

CFN セーフガーディング指針 2023/1/12版

第一章 はじめに

すべての子どもは子どもの権利条約にもあるように「生きる」「育つ」「参加する」「学ぶ」と、それらを行う場所・環境を自ら選び取る権利、そして「守られる」権利を生まれながらに有しています。私たち千葉県フリースクール等ネットワーク(以下、CFN)は、学校外で育ち・学ぶ子ども・若者をはじめとするすべての子ども・若者たちの意思と参画の権利が十分に尊重され、同時に適切な保護と支援を得られる地域・社会の実現に向けて2017年に発足しました。

しかし、とりわけ不登校の子ども・若者をとりまく世界では、いまだそれらの権利が十分に守られていないばかりか、「指導・支援・教育・しつけ」と称した不適切な関りや子ども・若者への虐待がおこり続けていることから、決して目を背けてはなりません。そして、それらは一部の暴力的、過度な営利主義を掲げる団体や、「問題のある支援者」の元でのみひき起こされるものではなく、どのような団体や支援者の元でも起こり得ます。そして、ひとたび虐待が起これば、その発端が施設・設備、人員の不足といった困難や、ましてや支援者の「善意・熱意」からひき起こされたものであっても、そのような事情には関わりなく、団体の信用は大きく損なわれ、何より子ども・若者の成長に深刻な打撃をもたらすことを十分に自覚する必要があります。

この「セーフガーディング指針(CFN版)」は、活動の規模や目的、運営形態も多様なCFN加盟団体が共通に掲げるべき「子ども・若者の人権の保護」という理念を明確化し、それを実際の活動に反映させるため、活動形態に応じて定めた「行動規範」とともに2022年に策定されました。

これらの指針や行動規範は、子ども・若者の人権と安心・安全を守ることを第一義としていますが、同時に団体や支援者個人の活動を制限するものではなく、活動の健全な発展のために必要な事柄として、前向きに活用されることを願い、検討を重ねてきました。CFN加盟団体関係者はもちろんのこと、多くの人や団体に参照され、子ども・若者の権利が守られる社会の実現の一助となるよう、ここに公開をします。

第二章 指針

各地でCFNおよびその加盟団体の活動に参加・関与する子ども・若者たちが、その活動を通じて虐待や性的搾取にあうことがないように、またいかなる形でも傷つけられ権利を脅かされることなく、私たちは最大限の努力を行います。故意によるものだけでなく、過失や不注意による危険も起こらないようにしなければなりません。

全ての職員および団体関係者はそのための責任を担い、また、様々な規程類にこれを反映します。この指針はそのための責務を示すものです。

- (行動規範の策定と順守)CFNは、子ども・若者の安心安全を実現するために、行動規範を策定する。行動規範は、国内法令や社会習慣・伝統より厳しい条件となることがある。CFN及び、その加盟団体の活動に加わりその活動を担う者は、この行動規範を遵守することを明確化する。
- (意見表明権と休む権利の尊重)CFN及びその加盟団体の活動を担う者は、子ども・若者に影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を尊重し、その際、子ども・若者の見解がその年齢および成熟に従い、正当に重視する。また、子ど

も・若者の虐待、不適切なかかわりの防止はもちろんのこと、子ども・若者が望まない学校復帰、フリースクール等への通所を迫ることなく、子ども・若者自身が学ぶ場や育つ場を選ぶ権利、休息する権利を最大限保障できる環境を整える。

- (人選・採用手続き)CFNおよびその加盟団体の採用プロセスにあたっては、子ども・若者のために働く十分な適性を備えた人物を選考すべく、最大限の注意を払い人選手続きを行う。
- (理解の増進)全ての関係者が、子ども・若者の権利と虐待、搾取に関して、各々の責任を理解し適切に対応できるようになるため、CFN及びその加盟団体の活動に加わるものに向けた啓発の仕組みを整備する。
- (安全な環境づくり)全ての関係者が、CFN及びその加盟団体の活動に参加する子ども・若者のための安全な環境づくりに積極的に取り組む。
- (リスクの軽減と除去)保護者支援や啓発のための活動を含む全ての事業や活動において、子どものリスクを分析し、自分たちでコントロールできるあらゆる方法を用いてリスクを軽減、もしくは除去する。
- (申し立ての仕組み)万が一、CFN及びその加盟団体の活動の中で、あるいはその活動にかかわる者からの虐待、権利侵害があった場合に、その被害の訴えを聞き、被害の救済及び状況の改善、再発の防止に向けた取り組みを行うための窓口と機関を設置する。
- (報告や対応の仕組み)CFN及びその加盟団体のすべての活動の場において安全に関する懸念の報告や適切な問題対応を促す仕組みを確立し、維持していく。
- (公私にわたる責任)CFN及びその加盟団体に関わる全ての関係者は、公私にわたり、本指針及び行動規範を理解し、実践する責務を負う。
- (オープンな議論の場)子ども・若者の安全に関する懸念や問題がもちあがった場合には、オープンに話し合うことができる環境づくりを目指す。
- (透明性と説明責任)不適切な行為があった場合には、その問題に対して適切な対応を行うとともに、プライバシーに配慮したうえで関係者への説明責任を負う。
- (子ども・若者の参加と公平な扱い)この取り組みと関連する「子どもの権利」の内容について、子ども・若者が理解しておくことが肝要である。関係者のどのような行動が適切で、そうでないものは何か、また万一問題や懸念を感じた時にどうすれば良いかについて子ども・若者に知らせる。
- (子どもの最善の利益)子ども・若者の安全や権利を脅かす問題が生じた際には、常に子ども・若者の最善の利益を考慮して対応にあたる。また心理的、精神的、身体的なニーズに配慮し、子ども・若者の安全と健康および幸福感の充実にむけて努力する。
- (守秘義務)関係者等の言動に関する懸念や、報告、調査を通じて集められた情報は必要最小限の範囲で共有されるようにする。全ての記録や通信文書も含め、守秘義務を守って適切に保管されなければならない。
- (迅速な対応と期限設定)虐待がしばしば深刻化し繰り返される可能性に鑑み、懸念が生じた際には迅速な対応をする。問題把握後の報告や問題対応にあたっては明確な期限を定める。
- (パートナーシップ)協力関係にある団体や個人と一緒にこの取り組みを推進し、より広く地域や業界に働きかけて子どもの安全保護を実現する。

上記を通し、CFNおよびその加盟団体は子どもにとって安心して安全な団体として成長し続けることを目指します。それが、子ども・若者の権利に資することであり、我々が希求すべきことです。

第三章 定義と適用範囲

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| 子ども | 子どもとは、18歳未満のすべての人と定義する。 |
| 若者 | 若者とは、40歳未満のすべての人と定義する。 |
| 受益者 | 受益者とは、当該団体の活動に参加する人と定義する。ここには、子ども・若者本人だけでなく、保護者やきょうだいなど間接的に支援を受けている者も含む。 |
| 団体の活動 | 団体の活動とは、時間や場所に関わらず、CFN及び当人が所属するCFN加盟団体の名称や、そこに記された連絡先等を介して行われる、当該団体の事業と関わる活動と定義する。 |
| セーフガーディング | <p>「セーフガーディング」とは、関係者による虐待や搾取など、子ども・若者や受益者の権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みである。疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む包括的なものである。「セーフガーディング」という用語は、CFN及びその加盟団体が、事業実施と組織運営において、安心・安全を保障するにあたって従うべき指針、手順、実践活動を指す正式名称として使用する。</p> <p>CFN及びその加盟団体の関係者によって子ども・若者や受益者の権利を侵害するようなことは決してあってはならない。万一にも、一部の心ない者の行為により、被害が及ぶことがあった場合、そういった行為に対しては一切許容することなく厳しく対応し、またその予防に努めなければならない。全ての関係者が虐待や性的搾取の問題について理解するとともに、問題事案が生じた際には適切に対応がなされるよう日ごろから備える必要もある。全ての関係者は、子ども・若者や受益者と適切に接し、CFNの名のもとでその信頼を悪用することがないように自らを律しなければならない。</p> <p>一方、不注意な行動や、不十分な予防策、その他の過失等により、結果的として何等かの被害をもたらすことがある。また、予防可能であったはずの問題が起こることもある。そういったことは、直接支援や人道的立場で行う資金調達、キャンペーン、アドボカシーなど活動を問わず、どのような事業においても起こりうるものである。事業の立案時や、様々な活動を行うときには、子ども・若者や受益者の安心・安全を最優先し、リスクを取り除き、軽減させる必要がある。</p> <p>この取り組みは、私たちの活動に加わる子ども・若者や受益者の安全と福祉に関して、自分たちにできることを全て試みるものと言い換えることもできる。子どもが属する地域やグループ等が安全な環境となることが、子ども・若者の権利を保障していくことに大きく寄与する。</p> |
| 子ども虐待 | <p>子ども虐待とは、個人・組織・または物事を進める過程において、作為か不作為かを問わず、子どもを直接的または間接的に傷つけ、安全で健康的に成長していくことを害するあらゆる行為を言う。世界保健機構(WHO)の定義によると、虐待は、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトや注意の行き届かない扱い、性的虐待、搾取に分類される。</p> <p>身体的虐待とは、物理的な暴力により、怪我をさせたり苦痛を与えるもの、もしくは、そうなりかねないものを指す(例: 殴る、揺さぶる、やけどを負わせる、叩く、性器切除、拷問など)。心理的虐待とは、中傷、繰り返される批判、さげすみ、侮辱、監禁、隔離などを指す。性的虐待は、近親姦、児童婚、強制結婚、強姦、ポルノ</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>グラフィーへの関与、性的奴隷など、あらゆる性的暴力をいう。特に、子どもに対する性的虐待は、わいせつな接触や、性器の露出、露骨な性的な言葉や、児童ポルノを見せることも含む。</p> |
| 休養 | <p>この指針、及び行動規範における休養とは、心や身体を休めることに加え、遊びや退屈することも含むと定義する。</p> |
| 性的搾取 | <p>性的な目的で、立場の弱みにつけ込み、力の違いや信頼関係を悪用して性的関係を持つ、あるいは持とうとするあらゆる行為を指す。これは他者を性的に搾取することで金銭的、社会的、政治的に利益を得る場合も含み、またその限りでもない。</p> |
| 子どもの性的搾取 | <p>法律で定められた性的同意年齢未満の子どもとの性行為は、子どもの性的虐待であり、かつ刑事犯罪である。仮にその年齢に満たない子どもが合意していたとしても、法的には同意とはみなされない。これを踏まえ、CFNは以下のように考える。</p> <p>a. 関係者による子どもとの性行為は、同意の有無に関わらず、子ども虐待かつ違反行為とみなす。</p> <p>b. 同意の有無に関わらず、子どもが住む国や性行為が行われた国において、法律で定められた性的同意年齢未満の子どもと性行為を行うことは、子ども虐待かつ犯罪である。</p> <p>c. 子どもが住む国や性行為が行われた国において、法律で定められた性的同意年齢以上 18 歳未満の子どもとの性行為は、違法行為にあたりないとしても、当指針および行動規範の違反として取り扱われる。</p> |
| 本指針の適用範囲 | <p>本指針は次の者に適用される。</p> <p>スタッフ: CFN及びその加盟団体の職員やアルバイト等。契約の形態は問わない。</p> <p>その他の関係者: 役員、ボランティア、インターン、アドバイザーなど、CFN及びその加盟団体の名称を使用して活動に携わる人々。</p> <p>パートナー機関あるいはパートナー機関の関係者: 子どもとの接触を含む活動等でCFN及びその加盟団体と公式な契約関係にある個人やグループ、外部組織や提携機関、およびその職員及び役員、ボランティアなどの関係者。ただし、その組織が子どものセーフガーディングや保護に関する独自指針を保有しそれを遵守することを公式に合意した場合は 除く。</p> <p>ドナー、ジャーナリスト、著名人、政治家、その他の人々がCFN及びその加盟団体の活動や事務所を訪れ子どもと接する際は、この指針が適用されることを認識させなければならない。</p> <p>上述の対象者は、公私にわたり、この指針に従って行動しなければならない。当指針に違反する行為を行った場合は、解雇を含む懲戒処分となる可能性がある。パートナー機関や契約先の場合は、契約や連携の終了を含む事態を招くこともありうる。また場合によっては、当局に連絡してしかるべき法的措置等に従うものである。</p> |

第四章 組織体制

CFN及びその加盟団体は、内外の関係者一人ひとりがこの取り組みを理解して規範に沿った言動ができるよう啓発するとともに、組織内の各部署・各担当者がそれぞれの役割と手続きを理解してその責任を果たすようにしなければなりません。

CFNは、組織全体でこの取り組みを実現・推進していくために、CFN及びその加盟団体のスタッフ、およびその他の関係者に向けた啓発・研修の仕組みづくりのためのチームと、申し立てのための窓口、及び複数の加盟団体関係者からなる窓口担当者を置きます。また、内部通報があった場合、窓口担当者はこれを速やかにCFNに報告し、CFNは必要に応じて外部の専門家も交えた調査と対応のチームを組織します。調査と対応のチームは、明確な期限を定めたうえで調査と対応を行い、その結果をCFNに報告します。

また、全国、あるいは地域ごとのフリースクール等のネットワーク団体とも情報交換および知見の共有を行い、子どもの人権が十二分に守られるフリースクール等の実践を全国で推進します。

※この「セーフガーディング指針」および「行動規範」は、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの「子どものセーフガーディングhttps://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html」を参考に、不登校の子どもや若者、その保護者にと関わる団体に必要な視点を加え、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの助言を受けながら作成しました。